

幕末維新期の皇族と寺院の関係 — 山階宮晃親王を例として —

熊 野 秀 一

はじめに

第一章、還俗前の晃親王と勸修寺の関係

第二章、還俗時の晃親王と勸修寺の関係

第三章、還俗後の晃親王と勸修寺の関係
おわりに

はじめに

幕末維新期には多くの宮門跡が還俗している。^① 先学はこのことに關して、いろいろな視点から考察を行っている。例えば、阪本健一氏は、皇室における神仏分離の最初の段階であるとしている。^② また、高久嶺之介氏は、幕末維新期の政治的な事情が大きく絡んでいたことを指摘している。^③ さらに、藤田大誠氏は、近代皇室制度の前史として重視される出来事としてとらえている。^④ 一方で、所功氏は、当時の国内状況から、孝明天皇と明治天皇が多くの皇族の協力が必要とした結果とみなしている。^⑤

しかし、還俗した皇族が、宮門跡としてそれまで管掌してきた寺院と何らかの関係を保ち続けたのか、あるいは

一切の関与を絶ったのかといったことについては、管見の限り、言及されるところが少ない^⑥。それは先学の研究が、宮門跡の還俗を皇族の近代化という枠組みの中で捉える視点が強いからであろう。この視点は、還俗後の寺院との関係は、近世の遣制に属するものとして、考察の対象外におくことにつながっているのではないか。また、還俗によって、皇族と寺院の関係が解消したという印象が強いことも、理由の一つと考えられる。

そこで幕末維新期における、還俗前から還俗後までの皇族と、寺院の関係についてみてくことで、宮門跡の還俗という面だけではとらえ切れない、両者の具体的な関わりを明らかにしていきたい。そして、この課題を解明する例の一つとして、本稿は、文久四年（一八六四）に還俗した山階宮晃親王^⑦（文化一三年（一八一六）〜明治三十一年（一八九八）、法名は済範。ただし、本稿では煩雑を避けるために時期にかかわらず、すべて晃親王の名前で表記する）と、勸修寺の関係について取り上げる。

晃親王は勸修寺宮門跡^⑧だった時代の天保一二年（一八四一年）一〇月に出奔する事件を起こし、翌年に朝廷から処分を受け、宮門跡の地位を失った。やがて、薩摩藩などの武家側の支援を受けて、文久四年に還俗を果たし、その後は国事御用掛、維新期の議定などの職を歴任した^⑨。一方で宮門跡時代から皇族の出家について疑問を抱き、還俗してからは、ほかの宮門跡の還俗や宮門跡制度そのものの廃止などを度々、提言していた^⑩。このように、晃親王は皇族と仏教の関係の再考を企図していたが、一方で、還俗後も勸修寺との関係を絶つことはなかった。こうした背景のもと、晃親王と勸修寺の関係はどのように推移するのかを、晃親王の還俗前、還俗時、還俗後の三期に分けて考察する。

また、晃親王と勸修寺の関係は、門跡寺院の性格から、朝廷・幕府からの指示や援助が大きく影響していた。また、晃親王の還俗がすんでからは、薩摩藩とも関わりができた。維新期には、新政府から度々干渉を受けている。そうした点についても明らかにしていきたい。

第一章 還俗前の晃親王と勸修寺の関係

晃親王は、誕生後もない文化一三年二月二十九日に勸修寺相続のことが内々に示され、翌年の八月三日に仁孝天皇から正式に表明がなされた。以後、晃親王は文政元年（一八一八）に光格上皇の養子とされ、文政六年（一八二三）に親王宣下、同七年（一八二四）に得度、天保八年（一八三七）に二品宣下、同九年（一八三八）に一身阿闍梨、護持僧の宣下などを受けた。一方で、天保元年頃（一八三〇）から本格的に法要や祈祷などといった仏事を行い、勸修寺宮としての役割を順調に果たすようになった。

しかし、天保一二年一〇月八日になって晃親王は突然、近習二人とともに勸修寺を出奔し、大坂・明石・姫路などを転々とした後、二八日になって帰京するという事件を起こした。^①

一、御母儀様江

同人

右去ル八日夜御出走ニ而一統当惑仕、高野御登山ト心得追々御供等走付候処、今日ニいたり還御無之ニ付御内々申上候、右御所向初御時宜之程宜御取成御願申上候事、右之趣意早速可申上之処、一統当惑仕候故延引いたし候段深恐入候、此之段一統ヨリ宜御断申上候^②

右の史料は、勸修寺の坊官である二松隆房が、晃親王が光格上皇の養子になった際に「御母儀」役になった園正子（光格上皇典侍）に送った書簡の内容である。それによると、勸修寺側は晃親王の出走に困惑したものの、高野山へ向かったと判断してお供に追わせたが、その後も晃親王は戻ってこなかったため、朝廷への取り成しに苦慮することになったことがわかる。

翌天保一三年（一八四二）七月二日に朝廷は晃親王に次のような処分を下した。

勸修寺宮昨年十月他国密行、殊実妹幾佐宮同伴、無頼之所業候、其上諒闇中、実父重服中、重々不信不行状候間、雖可被処嚴科、以格別御憐愍、被止親王宣旨二品位記等、自今戒師海宝僧正生涯之間被預之、於東寺寺中

嚴重寵居被仰付候事¹³⁾

文書中の「実妹幾佐宮」とは晃親王の年下の叔母にあたる幾佐宮隆子女王のことであり、「実父」というのは晃親王の祖父である伏見宮貞敬親王のことである（晃親王の本当の父は伏見宮邦家親王で、生母は藤木壽子¹⁴⁾）。晃親王は出奔に際して近習以外に隆子女王を同行したこと、さらに、天保十一年（一八四〇）十一月十九日に崩御した光格上皇の「諒闇」中や、天保一二年正月一八日に薨去した貞敬親王の「重服」中でもあったにも関わらず、こうした事件を起こしたため、東寺の寺中に蟄居を命じられたのである。また、晃親王は親王身分や二品などの位のほか、光格上皇養子、勧修寺住職の地位なども取り上げられ、さらに伏見宮系譜から除かれた¹⁵⁾。これは勧修寺宮の立場から追われたことを意味している。また、勧修寺の院家で晃親王の戒師となった慈尊院の海宝僧正が、その生涯中は晃親王を預かり監督することになったのは、晃親王が東寺へ移っても、これまでの勧修寺とのつながりを朝廷が重視した表れといえる。

また、朝廷は晃親王がいなくなった後の勧修寺の運営について、次のような指示を行った。

（前略）

一、勧修寺室院家為院代、寺整方儀可有商量事

坊官以下家中輩、万一院代之下知於違背者、早速武家伝奏江院代より可有注進候、嚴重可被及御沙汰候

一、永宣旨之儀、自坊官院家江申出、取調之上院家より御世話卿江伺可為、抑無住中之事

一、惣寺領武辺江可被預、尚追而巨細可申達候事

一、堂舎已下修復之箇所、坊官以下見繕、慈尊院江申出、取調之上武家伝奏江可有注進事

（後略）¹⁶⁾

右によれば、寺の運営は院家が院代としてあたり、坊官以下の晃親王家の者が院代に従わない場合は、院代から武家伝奏に報告して、罰してもらうこと、永宣旨（天皇の宣旨の一種で、僧官・僧階の補任時に出され、その特権

を永代に保証した）については坊官・院家・朝廷の御世話卿の順に申し出ること、寺領の管理は幕府に任せること、堂舎などで修復すべき箇所がある場合は、坊官がその箇所を見つくり慈尊院へ申し出る、さらに慈尊院は取り調べた上で武家伝奏へ注進して指示を受けることなどが定められた。¹⁷⁾ 晃親王が不在となるため、院家が門跡の代理・院代として寺を支配する体制に変わったことになる。また、勧修寺が惣寺領の直支配を止められたのは、晃親王だけでなく、勧修寺にも過失があると判断されたためだろう。

その後、海宝は弘化四年（一八四七）十一月一日に遷化したため、翌弘化五年（一八四八）一月二三日に、朝廷は晃親王の新たな監督者を決定した（史料中の「関白」は鷹司政通のことである）。

濟範、右者天保一三年七月東寺寺中ニおひて厳重籠居被仰付候、以来戒師慈尊院僧正海宝生涯之間被預候処、去冬十一月十三日遷化候、依之濟範事向後海宝門弟仏土院権僧正瞬宝・浄土院権僧正宏宝、右両院江被預之候旨、関白殿被命候事¹⁸⁾

勧修寺院家の仏土院権僧正瞬宝・浄土院権僧正宏宝の両者が、晃親王を預かることになった。もともとこの両者は、海宝没後の十一月一日に伝奏から一時的に晃親王を預かるよう命ぜられていたが、この日、正式に決まったことを関白の鷹司政通から告げられたのである。一人から二人へとなったのは、前者が晃親王の戒師であったのにたいし、後者は晃親王と兄弟弟子であるため、人数を増やすことによつて晃親王の面倒を見るにふさわしい格式を維持しようとした朝廷の判断があつた可能性がある。

やがて、朝廷は晃親王の反省の念を認めて、徐々に処分を軽減を図るようになった。嘉永五年（一八五二）九月二六日に朝廷は、晃親王に次のような処置が下つたことを勧修寺の両院家に知らせた。

一、従両院家衆式部卿御招ニ付罷出候処、彼御方御儀従先年厳敷籠居被仰付置候処、御神妙ニ御謹〔慎脱力〕有之、日々厳御勤行、無御怠慢最早十一ヶ年二茂相成候儀、何卒聊御宥免之儀両僧正相願申、格別以御憐憫、入夜四門鎖切、大師影前伽藍等江御参詣有之候様与嘆願之通御沙汰之旨御達之事、尤関東江も御打合之上御沙

汰相成候と之御事之由^②

晃親王は東寺の四門が閉じられた後の夜間に限って、寺内の大師堂やそのほかの諸堂への参詣が許された。それは、晃親王が出奔事件を真剣に反省して謹慎していること、さらにそうした状態が一年になろうとしていることを理由に、晃親王を預かっている瞬宝と宏宝の両僧正が処分解除を願い出たことを、朝廷が配慮したためである。勸修寺側には、晃親王の不在という非常事態を早く解消して、出奔事件以前の元の状況に戻そうとする意思があったのだらう。一方で朝廷側は、勸修寺側の希望に理解を示しつつも、晃親王の完全な赦免の願いには応じていない。晃親王の出奔事件は朝廷にとっても重大事であり、それだけに処分の変更を行うことには、慎重を期す必要があったのかもしれない。また、この決定に、幕府の許可があったことがわかる。

さらに安政三年（一八五六）一月二〇日には、晃親王の昼間における東寺の諸堂の参詣を認める旨を、朝廷側は勸修寺の院家に告げている。

一、從兩院家衆式部卿御招ニ付罷越候処、濟範法師神妙謹慎日々勤行無怠、依之去ル子年入夜大師影前伽藍等江参詣之儀被宥免、爾後猶又嚴重勤行、且年齢被及初老、前非後悔之趣専相見候趣、仏土院慈尊院兩僧正言上候、然上者今一段被宥免、東寺内限白昼閑静之時々大師影前伽藍等江参詣被差免候旨被仰出候事^③（後略）

さらに、朝廷は晃親王の剃髪や勸修寺の関係者との面会なども許しており、嘉永五年のことを踏まえた上で、晃親王の処分を軽減したことがわかる。また、前回と同じように、朝廷は京都所司代を通じて、幕府から晃親王の処分軽減について差し支えなき旨の連絡を受けている。^④

そして、安政五年（一八五八）二月頃には朝廷と幕府の間で、晃親王の勸修寺への帰住に関する協議があった。その内容を所司代は以下のようにまとめている。

天保十三年濟範法師於東寺寺中籠居被仰付候ニ付、勸修寺室追テ相続人体有之候迄、寺領領山共武辺へ被預、濟範籠居中賄向用途並夫々給録被宛行候処、濟範法師神妙ニ謹慎有之、日々嚴重勤行無懈怠候ニ付、去嘉永五

年夜分大師影前伽藍參詣被宥許、安政三年及初老、前非後悔之趣專相見候ニ付、白昼時々伽藍參詣被差免、至昨年年齢モ相応、殊深慎後悔之趣無相違相聞候ニ付、今一段可被宥免御内慮モ相済候儀故、勸修寺室外相応之場所へ帰住可有之御沙汰ニ付、前文被預置候寺領領山共如旧彼室引渡候様御内談可被仰聞旨、関白殿太閤殿被命候由旧冬被仰聞、則関東へ相達候处、寺領領山共如旧彼室引渡候様取計、其段可及御挨拶旨年寄共ヨリ申越候事²⁴

晃親王の東寺蟄居以来、勸修寺領は次の勸修寺宮が決まるまでの処置として、幕府に管理されていた。しかし、晃親王の勸修寺への帰住が実現すると同時に、寺領の管理が元に戻るようになったのである。晃親王と勸修寺が一体化して扱われていたといえるだろう。

このように、晃親王の処分軽減が進んで遂に勸修寺帰住までに至ったのは、晃親王の反省や年齢などの事情以外にも理由があつたのではないだろうか。まず、処分を行った仁孝天皇が弘化三年（一八四六）に崩御して孝明天皇の代に移ったということがあげられる。つまり、処分の最高責任者の不在によって、朝廷内の晃親王に対する印象が徐々に変わっていった可能性がある。

また、晃親王に代わる新たな勸修寺宮候補がいなかったことも考えられる。村山修一氏は「近世後半には宮家の人材も不足し（中略）住持職の關職となるとところがあらわれ、門跡寺院間で候補者を競望する事態が生ずることは、幕末に近づくほど深刻²⁵」であつたとしている。勸修寺側もこのような背景があつて、晃親王の帰住を希望したのである。

晃親王の勸修寺への帰住が実現したのは、五月二二日のことであつた。その際の朝廷からの申し渡しは、二月の所司代の報告書と同等であつたが、最後に「弥謹慎可被相守被仰下候事²⁶」と結んでいる。勸修寺に戻つても、晃親王は謹慎を続けることを求められた。その具体的な表れとして、晃親王と朝廷側の接触が出奔事件以前と比べて大幅に減少したことや、勸修寺宮への復帰がなされなかつた（宮門跡の称号の代わりなのか、翌安政六年（一八五

九) 八月二五日に「氷室殿」と称した²⁸⁾ ことなどがある。このように、晃親王は勸修寺に戻ることが許されたとはいえ、完全に宮門跡時代の旧態に復することはなかった。

第二章 還俗時の晃親王と勸修寺の関係

晃親王は東寺にいた頃から学問に励んでいたといわれているが、それは同時に、時勢に対する関心を深めることにつながった。²⁹⁾ そして、文久二年(一八六二)一〇月上旬頃には、皇族の出家に関する是非を意見書という形でまとめあげた(意見書の最後に、「皇文久二年初冬上浣」と記述してある。³⁰⁾ なお、この意見書の送り先については、後述する薩摩藩の島津久光だろう)。

(前略) 中世以来政在武臣、朝權之棄至於是、故皇族無尺寸之处、故往々兒而入寺剃髮胡服、哀哉、蓋非信其教也、不得止也、于今数百年政事之蔽無甚焉、戎教之入我使人不得其所如是、仰願聖帝賢臣為国家励力、以敷神聖之大道、以塞仏氏之妖妄、以除皇国之巨毒、不亦愉快乎、予幼而為仏徒、亦非所好也、不得止也、故外奉仏氏之律、内信神聖之道故外奉仏氏之律、内信神聖之道³¹⁾ (後略)

中世以来武家政權ができて朝權が失われたこと、そのために多くの皇族が出家せざるをえたこと、今はそうした問題を無くすべきであること、外国から伝来した仏教を受け入れた結果、国が真のあるべき姿を無くしたこと、天皇やその臣は国家のために尽力して、仏教の弊害を除くべきであることなどを説くとともに、自身について、望んで出家の身になったわけではないこと、仏教の信仰はあくまで表面上であることを説明している。

この文章によって晃親王は、自身が門跡制度によって束縛されているという認識をもっていたことがわかる。これは、出奔事件について反省したにも関わらず、親王身分などへの復帰が許されなかったことに對する反発や、出家狀態に對する出奔事件とは違う形の忌避感が背景にあったと考えられる。また、武家政權や宮門跡制度、仏教な

どに対する否定的な見方や、多くの皇族が出家という道を選ばざるえなかったというところえ方は、仏教伝来や武家の台頭によって皇室は弱体化したという、晃親王の考えの表れではないだろうか。

さらに、天皇とその臣や、自身の信仰についての言及は、当時世上に広がっていた尊皇思想の影響である。藤田氏は、この時の晃親王について「内面では「神聖之道」即ち「神祇信仰」をも含む我が国の天皇を中心として連綿と受け継がれてきた「皇道」とでもいふべきもの（恐らくは多分に儒教的觀念にも支へられたものといへるだらうが）を有してゐる者であることを告白している」とし、これを「内」（私的）と外（公的）との信仰の使ひ分け」と表現している。³²つまり、晃親王が仏教から尊皇思想へと軸を移そうとしていたということになる。以上のような晃親王の意見は、自身の境遇と時世への関心を同一の問題とみなして、その解決を志そうとした兆しといえるだろう。すなわち、晃親王は出家という立場から脱して、朝廷のために尽くすこと、即ち還俗を志向するようになったと考えられる。

そして、晃親王の還俗を実現する機会となったのが、薩摩藩との接触だった。文久二年一〇月二十九日、勧修寺に朝廷から次のような書状が到来した。

（前略）以手紙致啓上候、然者薩州より之献米御配当ニ相成候ニ相成候二付、明後一月二日巳刻其御室江被為進之分、九石御渡申候間唐御門南穴門開置候、右の所江為御請取御家来印形御用意御差出御座候様致度候、仍此段申入候、以上³³

薩摩が朝廷に献上した米のうち、九石が勧修寺に下されることになった。米は一月二日に勧修寺に渡されたが、間接的とはいえ、晃親王が薩摩藩の尊皇への思いを実感した機会になったことだろう。

また、薩摩が晃親王の弟の中川宮朝彦親王の還俗の支援を行ったことを考慮すると興味深い。³⁴朝彦親王は、青蓮院の宮門跡であったが（法名は尊融）、大老井伊直弼と対立して、安政六年（一八五九）一二月に永蟄居に処せられた。後に薩摩が朝彦親王の復権を目指して運動し、文久二年四月に朝彦親王の永蟄居は解かれた。さらに、朝彦

親王は一二月に国事御用掛に任ぜられ、さらに文久三年（一八六三）二月一日に還俗したが、これも薩摩藩が朝廷に働きかけていた。こうした前例から、晃親王が薩摩に期待したとしても不思議ではない。

一方で薩摩側も朝廷における協力者を新たに必要としていた。当時、薩摩は攘夷に対して慎重な態度をとるよう朝廷内に訴えたが、なかなか理解を得られなかった。³⁵ そうしたなか、晃親王の従者国分上文友は、懇意にしていた薩摩藩士の上井上弥八郎に晃親王が海外や攘夷の事情について知識があることを説明した。³⁶ これをきっかけに、文久三年一〇月以前の頃、晃親王は国分文友の仲介によって、井上や薩摩藩士高崎左太郎（後の正風）らと相次いで面会した。³⁷ これは、晃親王が国分を介して薩摩藩と接触をもつことができたことを意味していた。後のことになるが、文久四年一月一日に晃親王は国分を「常勤出仕の家来」として扱い、さらに「御還俗についての尽力を賞して、南京花生一箱・花台一箱」を与えている。³⁸ この「御還俗についての尽力」とは、国分が晃親王と薩摩の間をつなげたことを指している。

ところで、晃親王は勧修寺内でのように過ごしていたのだろうか。そのことに関して、高崎左太郎は晃親王が「勧修寺内の離れたる一室にご住居にて、非常に御零落の御有様で実に落涙しました」と語っている。³⁹ この高崎左太郎の回想は後年のものなので、多少の誇張はあるかもしれないが、勧修寺に戻り数年を経ても、晃親王は謹慎に近い状況で過ごしていたといえるだろう。また、「勧修寺内の離れたる一室」というのは、同寺院家の慈尊院のことを指していると考えられる。

先の面会を通して、晃親王は欧州の政治事情や攘夷の具体的な政策などについて説明し、井上や高崎左太郎らに好印象を抱かせた。やがて、晃親王は十月頃から本格的に薩摩側と接触を重ねるようになったが、それは勧修寺の「本寺にハ居らつしやらぬで、隠居見たやうな所の根太などの歪んだ所に御出であります」⁴⁰ 高崎左太郎らと会うというやり方だった。このような人目を忍ぶ面会の仕方は、晃親王が周囲に対して警戒感を抱きながら、薩摩と内密に事を進めていきたいという意思の表れといえるだろう。やがて、薩摩の最高権力者、島津久光も晃親王が頼り

にできる相手と判断し、朝廷に対して晃親王の還俗、さらには朝議への参加を求めて運動を行うようになった。⁽⁴²⁾また、越前藩の松平春嶽、宇和島藩の伊達宗城などにも運動への参加を呼びかけて、⁽⁴³⁾後にその同意を取りつけている。なお前述した晃親王の意見書は、この時期に久光に送られたものと推測される。⁽⁴⁴⁾

一月一日に久光の側近である小松帯刀は越前藩士酒井十之丞を通じて春嶽と会談している。この時小松は、朝廷側が晃親王の還俗後の新宮家創設は「千石とか二千石とか御領地を要せらるゝ事故甚た難むつかしかりしよし」という状態なので、將軍後見職の徳川慶喜を通じて「幕府より相当の御領地を進せらるゝ様にハなるましきや」と提案し、春嶽はそのことを慶喜に相談すると答えている。⁽⁴⁵⁾このように、薩摩は慶喜、さらには幕府を取り込むことで、晃親王の還俗に賛同する勢力の強化を図っていた。

同月一七日に晃親王は、薩摩の高崎猪太郎・高崎左太郎らを伴って尋ねてきた伊達宗城と会談した。その際に晃親王は、自身の還俗が実現した後は幕府のために尽力することを話している。⁽⁴⁶⁾このように、親王が発言したのは、一日の小松と松平春嶽の会談の内容を聞かされたためであろうが、還俗の実現には薩摩など雄藩のほかに、慶喜や幕府の力も必要であることを認識していたからであろう。さらに、ほかにも二つの根拠が考えられる。

第一には慶喜が薩摩とともに朝彦親王の還俗を朝廷に運動していたという点である（ただし、薩摩との協力関係はなかった）。とくに、文久三年一月二三日、慶喜は朝廷に対して種々の政策について具申したが、そのうちの一つに「是迄皇胤之御方々、夫々御法体被為成来候御事、何共恐入候事二付、此後之処ハ御法体無之、親王二被為立候様有之度事⁽⁴⁷⁾」というように宮門跡制度の廃止があった。このような点から、晃親王が自身の還俗の実現には慶喜が欠かせない人物だと認識していた可能性は高い。

第二に、安永三年（一七七四）の伏見宮邦頼親王の還俗に、幕府が関わっていた点である。⁽⁴⁸⁾邦頼親王は元々、勧修寺宮門跡であった（法名は寛宝）。しかし、明和九年（一七七二）六月に伏見宮家当主の貞行親王が薨去すると、伏見宮関係者は邦頼親王を後継とすることを決めて朝廷に働きかけ、さらに幕府にも協力を頼んだ。幕府がこれを

受け入れた結果、邦頼親王は安永三年一二月に還俗し、伏見宮家当主を継承することができた。晃親王にとって、邦頼親王は曾祖父にあたる。こうした過去のいきさつから、晃親王が幕府を頼りとしたと推測できる。

このように、晃親王は前述の意見書のように、武家政権に否定的な見解をもっていたが、還俗を実現するには、その力に依存せざるをえないことを認識したのである。

やがて、晃親王の期待に応える形で、慶喜も運動に参加するようになった⁽⁴⁹⁾。そして、二月二八日、慶喜を筆頭として、春嶽、宗城、久光、さらに途中で運動に加わった会津藩の松平容保ら五名は、連署の書状によって、伝奏衆を通じて朝廷に晃親王の還俗、親王宣下による処遇を願い出た。

元勸修寺濟範入道殿御儀、多年御謹慎、加之賢明之御聞へも被成御座候得は、何分御時節柄、御還俗ニ而親王宣下被為在候様仕度、如何可有御座哉、此段御相談申上度奉存候事⁽⁵⁰⁾

これを受けて、朝廷側は二九日に開いた朝議において晃親王の還俗について検討し、還俗は可能としたものの、親王宣下による処遇については賛否両論が起き、容易に決まらなかった⁽⁵¹⁾。また、後には孝明天皇が還俗そのものに難色を示すようになった⁽⁵²⁾。晃親王に対する拒否感が、この時期においても朝廷内になお残っていたのである。しかし、武家側は粘り強く、晃親王の還俗・親王宣下を求めて運動した。その結果、朝廷は武家側の意見を受け入れ、文久四年一月九日になって晃親王の還俗、伏見宮家への復係を申し渡した⁽⁵³⁾。

その後一七日に晃親王は「山階宮」の宮号を与えられ、二七日には孝明天皇の猶子として親王宣下を受けるとともに「晃」の名を賜った。さらに、元治元年（一八六四）二月二八日に国事御用掛に任じられたことで、晃親王の還俗は一段落した。

ところで、この間の晃親王と勸修寺の関係はどのようなものであったのだろうか。例えば文久二年一月八日、勸修寺は朝廷に使者を送って、薩摩藩からの賢米の処置について伝えた。

先日御拝領二相成候玄米九石、御境内八幡宮始社々並諸堂江御備二相成、天下泰平宝柞長久御祈、理趣院大僧

都・杉山出雲守奉仕、猶殘米御家来一統、御領下百姓七十以上之者江悉被下候、右之段為念御世話卿様迄御届
二相成候事⁵⁴（後略）

右の史料は、晃親王が勸修寺内の八幡宮などの諸社や、諸堂に御供えして、配下の者に天下泰平などを祈らせるとともに、一部の米を寺臣や寺領内の七〇歳以上の百姓に与えたことを伝えている。また、文久三年六月二九日には、五月一日に朝廷が布告した攘夷実行による混乱に備えて家来に対して金五両を与え、非常時の衣体を用意するように命令した⁵⁵。晃親王が勸修寺宮としての地位を失って、外部との公式な接触が減ったのは前述したが、勸修寺と朝廷の間の橋渡しをする役割が消えたわけではないことがわかる。また、当時の世上の混乱に対処していくため、晃親王と勸修寺の関係も段々と出奔事件前のような、緊密な状態に戻っていったと考えられる。

ただし、晃親王が脱仏教的な考えを抱くようになっていったこと、還俗を目指して動いていたことなどに対して、勸修寺側がそのことをどの程度把握していたかは不明である。ただ、晃親王の還俗に朝廷や薩摩藩、幕府などが絡むようになってからでも、勸修寺側がそのことに抗議や阻止の意思を正面から表明することは不可能に近かっただろう。むしろ、晃親王が出奔事件によって東寺に蟄居した時や、勸修寺宮に復帰できない状況下でも、勸修寺との関係は継続していたことなどから、還俗後も今まで通りの状態になると捉えていた可能性もある。

第三章 還俗後の晃親王と勸修寺の関係

文久四年正月一〇日、越前藩士中根雪江は朝彦親王と面会した時に、還俗後の晃親王のことについて、次のような依頼を受けている。

（前略）幽居中ハ召使ひの人とてもなく極めて物不足に日を送られし事故、俄に親王宣下ともなりなは、居所を始衣服にも指支何品も新たに調製すべきなるへし、さてこれらの品まで新調する事となれハ、少なからざる

経費を要すへけれども是も其出る所なし、故に昨夜高崎猪太郎呼び寄依頼せし旨あれハ、猶又同人へ申談し然るへく取計らひ給はりたし⁽³⁶⁾（後略）

長年の蟄居によつて、晃親王は親王宣下を果たしたとしても、居所や衣服を欠き、何れも新たに調えなければならぬので、その費用の工面を薩摩の高崎と協力して解決することを頼んだ。これを受けて、中根は朝彦親王の諸大夫武田信発や松平春嶽に晃親王への支援を相談した。同日、さらに一橋家用人の黒川嘉兵衛を通じて慶喜にも言上したが、慶喜は「御新家の事なれハ幕府より悉皆助勢あるへき事なれとはハ御上洛の上御相談に及ふへきなれハ御着已前の処ハ黒川等の配意にて何とか一時御都合申上る様にと命せられし⁽³⁷⁾」と答えている。松平春嶽は慶喜を通じて幕府に、還俗後の晃親王の宮家設立に関わる費用などの援助を請おうとしていたことがわかる。しかし、將軍徳川家茂が上洛してから相談するという慶喜の返答は、幕府への周旋がうまくいかなかったことを表している。また、それは、前年から問題となっていた還俗後の晃親王の家領の件も含まれていたと考えられる。

同日、高崎猪太郎が春嶽を来訪して、晃親王に仕える家士については諸藩から藩士を派遣して担わせることや、晃親王の新居を斡旋することなどを進言し⁽³⁸⁾、後に実行された。なお、武田は中根に晃親王の近習について「勸修寺に勤居りし者もあれハ夫にて大かたは弁す⁽³⁹⁾」と言及している。勸修寺から坊官・諸大夫・侍などの一部が晃親王の元へ出仕することになったのだが、これは、勸修寺が還俗後の晃親王の支援に関わっていくことの表れであり、同時に、晃親王と勸修寺の關係が形を変えつつも継続していくことも意味している。町田氏は薩摩・越前両藩が中心となつて還俗後の晃親王を支えていくことになったと指摘しているが、勸修寺の存在もまた重要だったはずである。ただし、諸藩出身の家臣達は主に晃親王の政治活動を支え、勸修寺からの近習達はそれ以外の部分で働いていた。武家の家臣と勸修寺の家臣の役目は、それぞれ異なることが指摘できる。

正月一四日、晃親王は勸修寺を離れたが、その後も度々同寺を訪れ、宿所として使った。二月二日の勸修寺訪問⁽⁴⁰⁾のときには、乗馬・略服で市中を通行したために批判を受け、五日に關白二条斉敬に使者を派遣して釈明している。

さらに、元治元年（一八六四）七月一日には、京都に侵入した長州藩の軍勢への対応をめぐって朝議が行われたが、その際に孝明天皇は、勧修寺で晃親王が同藩の家老を召して、軍の撤退を説得をしてはどうかという勸諭を出している⁶⁵。これは薩摩藩などの反対によって実現しなかったが、勧修寺が晃親王の活動拠点となっていることを、孝明天皇を含めて周囲が認識していたことを示している。

なお、一〇月二七日から二八日にかけて、晃親王は勧修寺での光格上皇二五回忌・貞敬親王二五回忌などの各法要に参加している。出奔事件で追求された責任を、これで果たしたともいえる。

一方で、家領の件ははまだ未解決の状況が続いていた。五月七日には家領を千石とすることが所司代から武家伝奏に伝えられたが、具体的な場所は定められていなかった⁶⁶。前述の通り、晃親王は薩摩・越前両藩から支援を受けたほか、孝明天皇からは国事御用掛としての働きを賞されて銀子などを賜っていたが、家領がないために、山階宮家の財政状況は苦境が続いていた。このために、晃親王は七月三日に武家伝奏を通じ、幕府から金三千両を献上するように願ひ出て、一四日には半分の千五百両を受け取っている⁶⁷。さらに、慶応元年（一八六五）と二年には、幕府から家領の代わりとして玄米を支給された⁶⁸。

慶応二年には勧修寺も、晃親王の経済的支援の一部を担うことになった。六月一日、晃親王は朝廷や勧修寺の近習に対して、以下のようなことを伝えていた。

山階宮、当門室外慈尊院御住居之節、東寺真性院御牢居中御例通り従御門室、五拾人扶持玄米九拾石也、毎年御賄料相定御座候、然ル所山階宮御番領地未従関東不被為進候趣、依之山階宮御拝領地御引渡相済、御勝手向万端御取極被為在候迄、右九拾石従

御門室被為進度、依而此段為念御世話卿辺ニ而御届申上置候、以上

一、御門室御家来一同江同上達置候事⁶⁹

幕府が家領を提供するまでの間、勧修寺は毎年五拾人扶持玄米九拾石を晃親王に納めることになった。そして、

これはかつて還俗前の晃親王が勸修寺の慈尊院に住居していた時や、東寺の真性院で謹慎していた時と同様、同じ量の玄米を賄料として渡していたことを先例としたものである。晃親王と勸修寺の過去のつながりが、再度浮上したことになる。また、晃親王の住居が手狭であることなどを理由に、勸修寺から御門室の文庫を借り受けることもしている。

慶応二年は長州攻めのは非や朝政の運営などをめぐって、幕府・会津などの側と薩摩・越前などの側で対立が生じており、孝明天皇や朝彦親王は前者を、晃親王は後者をそれぞれ支持した。そして、これが原因となって、晃親王は一〇月二七日に孝明天皇から国事御用掛を罷免され、蟄居を申しつけられた^⑧。三〇日になって晃親王は家臣伊原美濃守を勸修寺に派遣して、勸修寺から山階宮家に派遣されていた近習の一部の出仕を解き、同寺に戻すことを伝えている^⑨。蟄居によって晃親王は行動を制限されたため、勸修寺の近習の必要性が減ったといえる。

晃親王の蟄居は、一二月二五日の孝明天皇の崩御を経て、翌慶応三年（一八六七）三月二九日に解かれた^⑩。赦免後は度々朝議に参加したが、国事御用掛に復帰できたのは一〇月一七日であった^⑪。この間の五月八日、晃親王は光格上皇・仁孝天皇・孝明天皇・邦頼親王の位牌や自身の逆修の位牌を新調して、勸修寺に安置している^⑫。これまでみてきたように、晃親王と歴代の上皇・天皇の関係は複雑なものがあつた。しかし、孝明天皇の崩御に接して、晃親王は光格上皇・仁孝天皇も含めて菩提を弔う必要性を感じて、位牌を新調したのではないだろうか。また、邦頼親王は前述したとおり、晃親王にとって曾祖父であり、また、勸修寺宮でありながら還俗を果たしたという共通点があつた。晃親王が自身を邦頼親王と重ねて意識していた可能性がある。

その後、一二月七日の王政復古の大号令によって新政府が発足した際に、晃親王は議定に任命された。その立場から、晃親王はその後の政治方針について建白を行ったが、その中で勸修寺は門跡号を廃止して来栖殿と称すること、天皇や国母の行宮として活用することを説いている^⑬。

慶応四年（一八六八）正月一二日には家領の代わりとしての米代金を支給されたが、一四日には新政府の総裁有

栖川宮熾仁親王から「勸門一具配下領地等、仮ニ山階宮へ給候、猶万端御取調之上領地所替之義、可被為在御沙汰候」と指示があつた。⁽⁷⁵⁾ 晃親王は新政府から家領が正式に与えられるまで、勸修寺門跡領を一時的に支配することを認められたのである。

一方で勸修寺側は、正月一三日に坊官の山田中将、侍の大音左馬木允、侍法師の村田武蔵の三名を、勸修寺の侍であるが、山階宮家に出仕していた永田越後介の元へ送つた。これは永田から早急に相談を行いたいとの書状が届いたためである。三名に対して永田は前日に徳大寺実則（晃親王と同じ議定）から次のような口達を受けたことを伝えている。

山階宮未御領地不相定、兼而幕府より千石被為進候旨被相達候処、未御地所御請取無之内此度之御時節ニ相成候事、先勸門之御寺領を被差上候様可被致候、何れ從禁中御拝領ニ茂可相成候へども、即今之御次第柄故御混雜中ニ候得者、先右之趣相心得、早々当日中ニ御請可申上候様との御事⁽⁷⁶⁾

徳大寺は、山階宮家に家領として幕府が千石を寄付することを伝えていたが、それが実行されないまま今日に至つたこと、新政府はその代わりとして勸修寺門跡領の支配を晃親王に認めたこと、いずれは正式な家領を与えられることになろうが、現況を考えて一時的にこうした措置をとつたことを伝えるときにも、勸修寺側がその内容を即日承知するよう求めたのである。新政府が晃親王と勸修寺の双方に通達したのは、両者が勸修寺領の管理をめぐつて衝突するのを防ぐためであらう。また、幕府が消滅した後互いに協調しあうことを求めていたということになる。

しかし、晃親王は三月二日になつて、新政府に家領の速やかな下賜を求めている。⁽⁷⁷⁾ 勸修寺門跡領からの収入をめぐる勸修寺との紛争に対する懸念や、山階宮家の財政状況を安定にさせるための根本的解決として、晃親王は固有の家領を必要としたのではないかと考えられる。

一方で晃親王はこの勸修寺門跡領支配を好機として、従来からの勸修寺との関係を改めようとしていった。まず

正月一六日に、勸修寺に対し「院家以下の官位の返上、末寺法末等の支配及び永宣旨の処理、経蔵の調査・守護、坊官以下の処分、堂舎の守護⁷⁸⁾」などの実行を求めた。三月五日には、勸修寺宮門跡の御世話卿清閑寺豊房に使者を派遣し、自身と清閑寺の間で、勸修寺の管理が二重構造になっているので、この問題を改善するか、もしくは山階宮家の勸修寺領支配を停止するか、どちらかを選択すべきだとし、その披露を頼んだ⁷⁹⁾。

さらに、四月から七月にかけて晃親王は、勸修寺内の仏像や經典を寺内の別の場所やほかの寺へ度々移させた⁸⁰⁾。これは、晃親王が当時世上に起きていた廃仏毀釈の動きを憂慮しての措置であるという見方もあるが、正月や三月のときの要求や、前述の慶応三年の建白書などを考慮すると、朝権を背景とした晃親王の主導による統制とみなした方が自然である。

しかし、八月八日に新政府は晃親王に対し、勘解由小路資生を通じて勸修寺への干渉を止めるように警告した。

過刻依召家来壱人被差出候処、勘ヶ由小路様御口達ニ而勸門ニは室附役人も有之候間、山階宮より以来勸門之世話有之間敷旨御達、則申入候処敬承被致候、併勸門山階宮由緒之儀は深重之事、其上当春帥宮様より勸門一具山階宮、拝領被仰付候段、於禁中御達被為在、勿論御役方御相談之上之御儀と被存候、然候上は由緒と申拝領被申サシも無遠慮儀と被存候故、勸門之儀可然世話被成候義ニ御座候、乍去今日御達辺も被為在候上ハ如何被心得候而宜哉、内々御指図頼被存候⁸¹⁾。

即ち新政府は、勸修寺には室附の役人がいるため、晃親王の指図は不要であるとしたのである。これに対し、晃親王は自身と勸修寺の旧来からの関係や正月一四日の勸修寺門跡領支配の拝命を根拠に、一連の命令を出したと弁明している。新政府は晃親王に対し、勸修寺門跡領の一时的な支配のみを認めたつもりだった。これに対し、晃親王は勸修寺門跡領のみならず、勸修寺内部の統制についても指図することを認められたと感じていたのだらう。双方に勸修寺支配についての見解の相違があったといえる。また、勸修寺側が一連の晃親王の干渉に困惑して、新政府に伺った可能性もある。

さらに新政府は、八月三〇日に晃親王に対し、次の様に命じている。

領地賜候迄当分之処、勸修寺門跡可相立程領地残置、其余可被充候、於家来モ相応残置、其余可付属候、尤門跡廃止ニハ不被為在候間、仏像堂舎已下勸修寺門跡之儀ニオイテハ一切關係致間敷候、右之段更ニ被仰出候事新政府は晃親王に対して家領を与えられるまでは、勸修寺門跡領から寺の維持に必要な分を除いたものを家領に充てること、家来についても寺側に残した分を付属することを通知し、さらに、門跡は廃止になつていないため、門跡の支配にかかる仏像・堂舎以下についての干渉を禁止した。これは、新政府は晃親王と勸修寺双方に配慮しつつ、同時に晃親王が還俗した身分であることを強調して、これまでのような勸修寺への関わりを止めさせたことになる。⁸⁵⁾

晃親王はこれを受けて、明治元年（一八六八）九月一七日に新政府に対して、改めて家領のことに關して嘆願している。

当家々領千石去子年從旧幕府被附置候処、地所引渡追々及延引候ニ付、四ツ物成之積りを以年々被渡之、既ニ旧冬江州野州郡三上村引渡ニ可相成之処、御変革ニ相成候儀ニ有之候、夫等之辺御取調之上更ニ賜り候ハ、被畏入候、乍去未被為及其儀候ハバ、差当り勝手向難渋被成候候間、先地所賜り辺之所、旧幕府之節之通四ツ物之積りを以、玄米四百石賜候様被相願度、御憐憫之御沙汰被為在候ハバ被畏入候以上⁸⁶⁾

晃親王は、旧幕府がかつて山階宮家家領として指定していた江州野州郡三上村を、新政府が改めて下賜すること、また、それが実現するまでは、旧幕府の時と同じように玄米四〇〇石を支給するように希望した。

これに対し、新政府は二一日に「当春既勸修寺門跡地行千石余拝領被仰付候上は、此願二重ニ付、勸修寺領返上ニ而、去年迄之通四百石賜候事、尤平定之上御取調地所可賜候事⁸⁶⁾」と回答した。玄米の支給は勸修寺領の返還が条件であること、また、家領の下賜は旧幕府軍などとの戦いが終了してからという条件で、晃親王の願いを許可することにしたのである。晃親王は新政府の方針を受け入れたが、⁸⁷⁾これによって、従来のような勸修寺との關係は失

われたことになった。⁽⁸⁸⁾

おわりに

これまでみてきたように、晃親王の地位・立場が変化するのに連動して、勧修寺との関係も様々に展開していった。その時期ごとの関係の特色について、簡潔にまとめておきたい。

まずは、還俗前の晃親王と勧修寺の関係についてである。晃親王は勧修寺宮への就任が確定して以来、勧修寺を管轄した。しかし、天保一二年の出走事件、さらに翌年の朝廷の処分によって、晃親王は勧修寺宮からの退位、東寺への蟄居を余儀なくされた。これを境として、勧修寺は晃親王の蟄居の監督を務めるが、一方では朝廷に対して処分の解除を嘆願し続けた。やがて、晃親王は嘉永五年、安政三年の処分軽減を経て、安政五年に勧修寺への帰任が許された。しかし、勧修寺宮への復帰は叶わないなど、事件前の状態への復帰は、完全にはできなかった。

次に、還俗時の晃親王と勧修寺の関係である。晃親王は、文久二年頃から門跡制度や皇室の在り方、自身の境遇について疑問を抱くようになった。これは、当時の尊皇論の高まりなどに影響を受けたことなどが原因とみられる。そこでこうした問題に対処するため、還俗して朝政に関わる道を選んだ。薩摩や幕府など武家勢力との接触は、その実現のために役立ったが、それは弟の朝彦親王や曾祖父の邦頼親王の還俗を先例にしたと考えられる。ただ、こうした意識とは別に、朝廷と勧修寺の橋渡しの役割もこなしていた。このために、勧修寺は晃親王が還俗しても、関係が断絶するとは考えていなかった可能性がある。

最後は、還俗後の晃親王と勧修寺の関係である。文久四年に晃親王は還俗して、山階宮家を立てたものの、家領の用途はなかった。そこで、薩摩・越前・幕府とともに、勧修寺側から支援を受けたのである。具体的には、山階宮家が勧修寺から近習が派遣されたことや、経済的な援助を受けたことがあげられる。しかし、こうした両者の関

係は、王政復古を機に大きく変わった。慶応四年一月に、晃親王は新政府から家領の代わりとして、勸修寺門跡領の一次的支配を認められた。これを根拠にして、晃親王は勸修寺の支配を行った。しかし、それは新政府の方針と異なるものであり、九月になって、勸修寺に対する干渉は断たれた。

こうした一連の経過から、晃親王と勸修寺の関係は次のようなことがあげられる。第一に、晃親王と勸修寺は経済上のつながりが強いということである。晃親王の勸修寺宮時代から還俗後までの活動を財政面から一貫して支えてきたのは勸修寺であった。一方で、勸修寺は晃親王を擁することによって、朝廷や幕府から、門跡寺院としての特権や恩恵を蒙ることができたといえるだろう。第二に、晃親王の勸修寺に対する意識の変化である。晃親王は勸修寺について、還俗する前は門跡制度に基づいて管轄する寺院としてみなし、還俗後もそうした認識を抱き続けたと考えられる。しかし、維新後は、天皇を擁する新政府の権威を背景に支配を試みている。それは王政復古に伴い、世上が神仏習合から神仏分離の流れに変わっていったことと重なる。第三は、晃親王と勸修寺の伝統的な関係としての面である。晃親王が出奔事件で勸修寺宮を罷免されても、還俗しても関係が継続したのは、前任の邦頼親王を含めた歴代の勸修寺宮門跡としての歴史・伝統が長期間にわたって続いてきたことによる結果と考えられる。それが維新後の新政府の干渉によって、解消されたといえるのではないだろうか。

今後はほかの皇族と、宮門跡として支配していた寺院の関係がどのように変化していったのか、明らかにして、さらに晃親王と勸修寺の関係とどのような共通点があり、相違点があるのかを考察したい。

(大正大学総合仏教研究所研究生)

- (1) 幕末期の宮門跡については、下橋敬長述・羽倉敬尚注『幕末の宮廷』（東洋文庫、一九七九年）、二三一～二四五頁を参照。
- (2) 阪本健一「皇室における神仏分離」（神道文化会編『明治維新神道百年史』第四卷、一九六六年）、二二一頁
- (3) 高久嶺之介「近代皇族の権威集団化過程（その一）」（同志社大学人文科学研究所編『社会科学』第二十七号、一九八一年）、一六四～一六五頁
- (4) 藤田大誠「近代皇族制度の形成と展開」（藝林会編『藝林』第五九卷第一号、二〇一〇年）、一三四頁。同論文には幕末維新期の宮門跡の還俗に関する年表もまとめている（二五一頁～一七一頁）。
- (5) 所功『皇室典範と女性宮家』（勉誠出版、二〇一二年）、五七頁
- (6) 宮門跡と寺院の関係について直接ふれている研究として、藤田大誠氏による還俗後の仁和寺宮純仁親王と仁和寺の関係に対する考察（『幕末維新期における宮門跡の還俗に関する一考察』（國學院大學日本文化研究所編『國學院大學日本文化研究所紀要』第九五輯、二〇〇五年）、八五～八六頁）や、村山修一氏による妙法院門跡候補者と妙法院の関係についての考察（『幕末の妙法院と宮門跡の崩壊』（愛知学院大学人間文化研究所編『愛知学院大学人間文化研究所紀要』第一号、一九八四年）、三七～三八頁）などがある。
- (7) 晃親王の生涯については、山階会編『山階宮三代』上巻（山階会、一九八二年）を参照。この文献は、編年形式で晃親王の動向を追っている。そのほかに、学習院大学史料館編『写真集近代皇族の記憶』（吉川弘文館、二〇〇八年）や浅見雅男『伏見宮』（講談社、二〇一二年）なども晃親王について言及している。
- (8) 勸修寺宮については、中山全条「勸修寺と長吏について」（高野山大学密教学会編『密教学会報』第一二二号、一九七三年）、安田弘仁「翻刻『勸修寺別當長吏補任等古記録』上（勸修寺聖教文書調査団編『勸修寺論輯』第二号、二〇〇五年）・同下（同第三・四合併号、二〇〇七年）などを参照。
- (9) 晃親王の還俗については、太宅壮一『実録・天皇記』（鱗書房、一九五二年）、二一七～二一八、二四六～二四八頁、前掲「近代皇族の権威集団化過程（その一）」、一六九～一七一頁、原口清「明治太政官制成立の政治的背景」（名城大学商学会編『名城商学』第三八巻一号、一九八八年）、二七～三〇頁、町田明広『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』第五章「朝政参与と慶喜・久光の相克」（岩田書院、二〇一〇年）、二五九～二六四、三二二～三二四頁などを参照。
- (10) 宮門跡の還俗に関する晃親王の建議については、前掲「幕末維新期における宮門跡の還俗に関する一考察」、七七～八六頁を参照。

- (11) 前掲『山階宮三代』上巻、一一七頁
- (12) 「勸修寺日記」 天保二年一月十七日条（宮内庁書陵部編集課編『明治以後皇族実録十・山階宮実録六』、一九六五～一九八四年、宮内庁宮内公文書館所蔵）
- (13) 「外様言渡」 天保三年七月二二日条（宮内庁編『孝明天皇紀』第二巻、一九六七年）、五三六頁
- (14) 晃親王は邦家親王の第一皇子であつたが、誕生後まもないうちに、貞敬親王の皇子ということになり、勸修寺側もそのように扱つた。（前掲「翻刻『勸修寺別當長吏補任等古記録』」下、一四〇頁）。晃親王が邦家親王の實子と訂正されたのは、明治二年（一八八九）になつてからであつた（前掲『山階宮三代』上巻、三頁）。ただし、後述する文久三年の時期に薩摩藩の島津久光は晃親王について「勸修寺宮ハ伊宮ノ御兄ノ由也」としている（「久光公上京日録」 文久三年一月一日条（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第二巻、一九九二年、七三〇頁）。この「尹宮」とは中川宮朝彦親王（邦家親王の第四皇子）であり、晃親王の弟にあたるとする。また、宇和島藩の伊達宗城は日記の同年二月晦日条に「叔母君と密通大ニ意味有之、伏見宮濟範君御父君之御裏方之妬心奸計ヨリ起り候事也」（『日本史籍教会編『伊達宗城在京日記』（東京大学出版会、一九七二年（一九一六年の復刻版）、二八七頁）と朱書で記録しており、晃親王と隆子女王・邦家親王の肉親關係について正確に閏知していた。こうした事実から、晃親王は少なくともこの文久三年という段階で、自身の本当の出自について把握していた可能性が高い。
- (15) 前掲『山階宮三代』上巻、一一八頁
- (16) 「伏見宮日記」 天保一三年七月二九日条（宮内庁書陵部編集課編『明治以後皇族実録十一・山階宮実録七』、一九六五～一九八四年、宮内庁宮内公文書館所蔵）
- (17) 院家・坊官などについては前掲『幕末の宮廷』、二九九～三〇六頁、三三二～三三三頁や田中潤「門跡に出入りの人びと」（高埜利彦編『朝廷をとりまく人びと』、二〇〇七年）、一一二～一一七頁などを参照。また、勸修寺に仕えていた者達については、「下橋敬長談話筆記」中巻（堀口修監修『臨時帝室編集局史料「明治天皇紀」談話記録集成第七巻』、二〇〇三年）の四三五頁、四四三頁、四六〇頁、四六七頁を参照。
- (18) 「勸修寺日記」 弘化五年正月二四日条（前掲『明治以後皇族実録十一・山階宮実録七』）
- (19) 「勸修寺日記」 弘化四年一月一五日条（前掲『明治以後皇族実録十一・山階宮実録七』）
- (20) 「勸修寺日記」 嘉永五年九月二六日条（前掲『明治以後皇族実録十一・山階宮実録七』）

- (21) 「勸修寺日記」 安政三年正月二一日条 (前掲『明治以後皇族実録十一・山階宮実録七』)
- (22) 「勸修寺日記」 安政三年正月二九日条 (前掲『明治以後皇族実録十一・山階宮実録七』)
- (23) 「聡長卿記」 安政三年正月一五日条 (前掲『孝明天皇紀』第二卷)、五三四～五三五頁
- (24) 「所司代上申書」 (前掲『孝明天皇紀』第二卷、八六二頁)
- (25) 村山修一『皇族寺院変革史』(塙書房、二〇〇〇年)、一五〇頁
- (26) 「久我家記」 安政五年五月二一日条 (前掲『孝明天皇紀』第二卷、八六三頁)
- (27) 『山階宮三代』 上巻の安政五年の勸修寺帰住後く文久二年の部分は、天保一年の出奔事件以前と比べて、晃親王と外部の接触についての記述がほとんどない。
- (28) 「言渡」 (前掲『孝明天皇紀』第二卷)、八六三頁
- (29) 高崎正風「男爵高崎正風君国事に尽力せらし事実附一二節」(史談会編『史談会速記録』第五五輯、一八九七年)、二六頁
- (30) 「済範親王ノ神仏論」(鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第一巻、一九九一年)、二八三頁
- (31) 前掲「済範親王ノ神仏論」、二八二頁
- (32) 前掲「幕末維新时期における宮門跡の還俗に関する一考察」、八〇頁
- (33) 「勸修寺日記」 文久二年一〇月二九日条 (前掲『明治以後皇族実録十一・山階宮実録七』)
- (34) 朝彦親王と薩摩藩などの武家の関係については、前掲「近代皇族の権威集団化過程(その一)」、一六五～一六九頁を参照。
- (35) 前掲「男爵高崎正風君国事に尽力せらし事実附一二節」、二三頁
- (36) 前掲「男爵高崎正風君国事に尽力せらし事実附一二節」、二四頁
- (37) 前掲「男爵高崎正風君国事に尽力せらし事実附一二節」、二四～二五頁
- (38) 前掲『山階宮三代』上巻、一三六頁
- (39) 前掲「男爵高崎正風君国事に尽力せらし事実附一二節」、二四頁
- (40) 当該期の晃親王と薩摩藩の関係については、前掲『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』、二六一頁を参照。
- (41) 前掲「男爵高崎正風君国事に尽力せらし事実附一二節」、二六頁
- (42) 「久光公上京日録」 文久三年一一月一日条 (前掲『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第二巻、七三〇頁)
- (43) 日本史籍教会編『続再夢紀事』第二巻(東京大学出版会、一九七四年(一九二二年の復刻版))、二〇八～二〇九頁

- (44) この意見書は、後に明治四年（一八七一）に島津家本家から分家して、久光が当主となった玉里島津家に所有された。
- (45) 前掲『続再夢紀事』第二卷、二三一～二三二頁
- (46) 前掲『伊達宗城在京日記』、二七四頁
- (47) 「文久三年正月一三日朝廷への言上覚書」（日本史籍協会編『徳川慶喜公伝・史料編』第一卷（東京大学出版会、一九七五年）九一八年の復刻版）、四〇四頁
- (48) 邦頼親王の還俗については、武部敏夫「世襲親王家の系統について」（宮内庁書陵部編『書陵部紀要』第二号、一九六〇年）を参照。
- (49) 前掲『続再夢紀事』第二卷、三〇〇～三〇一頁
- (50) 前掲『続再夢紀事』第二卷、三一四～三一五頁。なお、慶喜、春嶽、容保、宗城、久光の順で名前を記している。
- (51) 前掲『続再夢紀事』第二卷、三一七～三一九頁
- (52) 「宸翰写（久邇宮家蔵）」（宮内庁編『孝明天皇紀』第五卷、一九六八年）、五〇六頁、「宸翰写（久世家蔵）」（前掲『孝明天皇紀』第五卷）、六〇七頁
- (53) 「言渡」（前掲『孝明天皇紀』第五卷）、八頁
- (54) 「勅修寺日記」文久二年一月九日条（前掲『明治以後皇族実録十一・山階宮実録七』）
- (55) 「勅修寺日記」文久三年七月三日条（前掲『明治以後皇族実録十一・山階宮実録七』）。前掲『山階宮三代』上巻、一二七頁。
- (56) 前掲『続再夢紀事』第二卷、三四二頁
- (57) 前掲『続再夢紀事』第二卷、三四三頁
- (58) 前掲『続再夢紀事』第二卷、三四三頁
- (59) 前掲『続再夢紀事』第二卷、三四二頁
- (60) 前掲『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』、二六三頁
- (61) 「二条家日記」文久二年二月五日条（前掲『孝明天皇紀』第五卷）、一二頁。前掲『山階宮三代』上巻、一三八頁。
- (62) 日本史籍協会編『中山忠能日記』第二卷（東京大学出版会、一九七三年）（一九一六年の復刻版）、一九四頁。
- (63) 前掲『山階宮三代』上巻、一五七～一五八頁
- (64) 「野々宮定功公武御用記」慶応元年五月七日条（宮内庁編『皇室制度史料 皇族』第四卷、一九八五年）、三二一頁

- (65) 前掲『山階宮三代』上巻、一五二頁
- (66) 「野々宮定功御世話備忘」慶応元年二月一日条、慶応二年一月二九日条（前掲『皇室制度史料 皇族』第四巻）、三二一～三二二頁
- (67) 「勅修寺日記」慶応二年六月一八日条（宮内庁書陵部編集課編『明治以後皇族実録十二・山階宮実録八』、一九六五～一九八四年、宮内庁宮内公文書館所蔵）
- (68) 「非藏人日記」慶応二年一〇月二七日条（前掲『孝明天皇紀』第五巻）、八八六～八八八頁。このほか、反幕的な姿勢をとっていた多くの公家達も処分を受けている。晃親王は彼らと結託しているという疑いを孝明天皇や朝彦親王からかけられていた。
- (69) 「勅修寺日記」慶応二年一〇月三〇日条（前掲『明治以後皇族実録十二・山階宮実録八』）
- (70) 「内田仲之助ヨリ大坂大久保一藏へ 山階宮以下廿二卿幽閉赦免ノ件」（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第五巻、一九九六年）、一六四頁。前年に処分された公家達も同様に赦免されている。
- (71) 日本史籍協会編『百官履歴』第一巻（東京大学出版会、一九七三年（一九二七年の復刻版）、九頁）
- (72) 「勅修寺日記」慶応三年五月八日条（前掲『明治以後皇族実録十二・山階宮実録八』）
- (73) 「慶応丁卯冬王政復古関係之件」（『岩倉具視関係文書』、国立国会図書館憲政資料室所蔵）。同史料の考察については、武田秀章「孝明天皇大葬儀と山稜造宮の一考察（下）」（『神道宗教学会編『神道宗教』第一五〇号、一九九二年）の八九～九二頁、前掲「幕末維新期における宮門跡の還俗に関する一考察」の八四～八五頁、一一〇～一一一頁、「近代皇族制度の形成と展開」の一五四～一五五頁を参照。
- (74) 前掲『山階宮三代』上巻、二三五頁
- (75) 「山階宮日記（国事掛）」慶応四年正月一日条（宮内庁書陵部編集課編『明治以後皇族実録十三・山階宮実録九』、一九六五～一九八四年、宮内庁宮内公文書館所蔵）
- (76) 「勅修寺日記」慶応四年正月一三日条（前掲『明治以後皇族実録十三・山階宮実録九』）
- (77) 「山階宮日記（家司）」慶応三年三月二二日条（前掲『明治以後皇族実録十三』慶応四年三月二二日条）
- (78) 前掲『山階宮三代』上巻、二三七頁
- (79) 前掲『山階宮三代』上巻、二四七頁
- (80) 前掲『山階宮三代』上巻、二五三、二五四、二五八、二五九、二六一、二六三、二六四各頁

- (81) 前掲『山階宮三代』上巻、七九九頁
- (82) 「山階宮日記（家司）」慶応四年八月八日条（宮内庁書陵部編集課編『明治以後皇族実録十四・山階宮実録十』、一九六五～一九八四年、宮内庁宮内公文書館所蔵）
- (83) 「山階宮日記（家司）」慶応四年八月三〇日条（前掲『明治以後皇族実録十四・山階宮実録十』）。同じ内容が、内閣官報局編集兼出版『法令全書』（一八八七年）の二八三頁に「第七〇四号」として収録されている。
- (84) こうした政府の処置には、「門跡と親王との関係を断たしむ」目的があったという見方がある（宮内庁編『明治天皇紀』第一巻、八一～八頁）。
- (85) 「山階宮日記（国事掛）」慶応四年九月一七日条（前掲『明治以後皇族実録十四・山階宮実録十』）
- (86) 「山階宮日記（国事掛）」慶応四年九月二一日条（前掲『明治以後皇族実録十四・山階宮実録十』）
- (87) 晃親王は家領に関して参与の小松や岩下方平に相談していたが、二二日の結果を受けて、二四日に御礼として筆掛物を両者に贈った（前掲『山階宮三代』上巻、二七〇頁）。
- (88) 明治以後は私的な形で、晃親王と勸修寺は交流した。しかも、幕末維新期と違って、晃親王は同寺に対して財政援助などといった、庇護者としての形で接している。

